

公安委員会 第8回定例会 議会議録

1 開催日時 平成25年3月7日(木) 10:00 ~ 17:05

2 開催場所 公安委員会室

3 出席者

(1) 公安委員会

橋本委員長・西川委員・塚本委員・辰馬委員・中道委員

5名

(2) 警察本部

本部長・総務部長・警務部長・首席監察官・刑事部長・生活安全部長
 地域部長・交通部長・警備部長・警察学校長・情報通信部長・総務課長
 県民広報課長・会計課長・警務課長・訟務官・組織犯罪対策課長・地域企画課長
 生活環境課長・警備課長・総務課管理官・警務課管理官・運転免許課管理官(2名)
 警務課調査官・暴力団対策課調査官・生活安全企画課調査官・交通企画課調査官

28名

4 概要

別紙のとおり

第 8 回 定 例 会 議 の 概 要

(議 題)

1 審議・決裁事項

総 務 部

● 警察署協議会委員の辞職及び委嘱（案）について

.....資料 1

総務課長から、資料 1 のとおり、「警察署協議会委員 1 名の辞職等に伴い、後任委員を委嘱することとしたい。」旨の説明があり、審議の上、承認した。

● 兵庫県公安委員会文書管理規則に定める文書目録（文書管理簿）の作成（案）について資料 2

総務課管理官から、資料 2 のとおり、「兵庫県公安委員会文書管理規則に基づき、公安委員会が保有する文書について文書目録（文書管理簿）を作成し、情報公開条例に基づき、一般の利用に供することとしたい。」旨の説明があり、審議の上、承認した。

● 公安委員会が保有する公文書に係る個人情報開示請求に対する開示決定（案）について資料 3

総務課管理官から、資料 3 のとおり、「公安委員会が保有する公文書の個人情報開示請求について、個人情報の保護に関する条例第 20 条第 1 項の規定により、保有個人情報を全部開示及び部分開示することとしたい。」旨の説明があり、審議の上、承認した。

● 苦情の受理及び処理の件数について

.....資料 4

県民広報課長から、資料 4 のとおり、平成 25 年 2 月 16 日（土）から同年 3 月 1 日（金）までの間における苦情について、「受理件数は、公安委員会あてが 7 件、警察あてが 28 件であり、処理件数は、公安委員会あてが 3 件、警察あてが 22 件であった。なお、公安委員会あて苦情 1 件については文書回答することとしたい。」旨の説明があり、審議の上、承認した。

警 務 部

● 兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則の制定（案）

について

.....資料5

警務課管理官から、資料5のとおり、「警察用船舶及び警察用航空機のより効果的かつ効率的な運用を図るため、兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正し、所要の整備を行うこととしたい。」旨の説明があり、審議の上、承認した。

● 犯罪被害者等給付金支給裁定（案）について

（兵庫県宝塚市における強盗殺人未遂事件）資料6

警務課調査官から、資料6のとおり、「兵庫県宝塚市における強盗殺人未遂事件について、兵庫県居住の者から重病給付金の申請がなされたが、他の法令による給付との関係から不支給としたい。」旨の説明があり、審議の上、原案どおり裁定した。

● 運転免許の効力の停止処分に対する審査請求について

.....資料7

訟務官から、資料7のとおり、「兵庫県たつの市居住の男性は、平成24年5月、兵庫県小野市内において速度超過により検挙された。これにより兵庫県警察本部長は、同人に対して運転免許の効力を30日間停止する処分を決定し執行した。これに対し、請求人から『違反の事実が無く、適切な方法で計測されたことを立証する映像又は警察以外の第3者の証言など客観的証拠がない。』と本件処分の取消しを求める審査請求がなされた。」旨の説明があり、審議の上、本件審査請求を棄却する旨裁決した。

● 放置違反金納付命令処分に対する異議申立てについて

（平成24年11月6日（火）受理分）資料8

訟務官から、資料8のとおり、「兵庫県公安委員会は、平成24年8月の神戸市中央区内における放置駐車に対し、違反車両の使用者である兵庫県姫路市居住の女性に、平成24年10月、放置違反金の納付を命じた。これに対し、申立人から『不慣れた土地で、除外に対応できる場所に悩み、迷い、初めて除外標章を使用して駐車した。注意や警告なく刑罰を加えられた。』と納付命令処分の取消しを求める異議申立てがなされた。」旨の説明があり、審議の上、本件異議申立てを棄却する旨決定した。

● 放置違反金納付命令処分に対する異議申立てについて

（平成24年11月26日（月）受理分）資料9

訟務官から、資料9のとおり、「兵庫県公安委員会は、平成24年7月の神戸市中央区における放置駐車に対し、違反車両の使用者である愛媛県新居浜市居住の男性に、平成24年10月、放置違反金の納付を命じた。これに対し、申立人から『地方から初めて神戸市に車で旅行し、妻が体調不良になり駐車場探しに苦勞してやっと見つけた駐車場で、コインパーキングだと確信して駐車した。』と納付命令処分の取消しを求める異議申立てがなされた。」旨の説明があり、審議の上、本件異議申立てを棄却する旨決定した。

● 放置違反金納付命令処分に対する異議申立てについて
(平成24年12月6日(木)受理分) ……………資料10

訟務官から、資料10のとおり、「兵庫県公安委員会は、平成24年9月の神戸市垂水区における放置駐車に対し、違反車両の使用者である神戸市垂水区居住の男性に、平成24年11月、放置違反金の納付を命じた。これに対し、申立人から『警察官に聞き、5分以上の場合のみ駐禁の紙をはるとのことだった。今回は、あてはまらないと思う。』と納付命令処分の取消しを求める異議申立てがなされた。」旨の説明があり、審議の上、本件異議申立てを棄却する旨決定した。

● 放置違反金納付命令処分に対する異議申立てについて
(平成24年12月17日(月)受理分) ……………資料11

訟務官から、資料11のとおり、「兵庫県公安委員会は、平成24年10月の神戸市兵庫区内における放置駐車に対し、違反車両の使用者である神戸市兵庫区居住の男性に、平成24年12月、放置違反金の納付を命じた。これに対し、申立人から『白内障手術の術後の診察の為、何時も駐車しているコイン駐車場に入る予定が、満車の為、しかたなく道路に駐車した。』と納付命令処分の取消しを求める異議申立てがなされた。」旨の説明があり、審議の上、本件異議申立てを棄却する旨決定した。

刑 事 部 ● 六代目山口組に対する暴力団対策法に基づく指定手続に係る
意見聴取の実施及び公示(案)について
……………資料12

組織犯罪対策課長から、資料12のとおり、「六代目山口組について、暴力団対策法に基づく指定暴力団としての指定のため、同法に基づく意見聴取及びそれに伴う公示を行うこととした

い。」旨の説明があり、審議の上、承認した。

● 暴力団対策法に基づく用心棒行為等防止命令に係る意見聴取の実施及び公示（案）について資料13

暴力団対策課調査官から、資料13のとおり、「指定暴力団六代目山口組の暴力団員が、その者の所属する指定暴力団の指定暴力団員の縄張内で営業を営む者のために、用心棒の役務を提供することをその営業を営む者と約束したことから、暴力団対策法に基づく用心棒行為等防止命令を発出するため、同法に基づく意見聴取及び公示を行うこととしたい。」旨の説明があり、審議の上、承認した。

● 暴力団対策法に基づく再発防止命令に係る意見聴取の実施及び公示（案）について資料14

暴力団対策課調査官から、資料14のとおり、「指定暴力団六代目山口組の暴力団員が、不当贈与要求行為及び不当債務免除要求行為をしたことで、今後も類似の暴力的要求行為を反復して行うおそれがあり、暴力団対策法に基づく再発防止命令を発出する必要があることから、これに伴う意見聴取及び公示を行うこととしたい。」旨の説明があり、審議の上、承認した。

生活安全部

● 古物営業に係る行政処分（案）について資料15

生活安全企画課調査官から、資料15のとおり、「男性は、古物営業の許可を受け、兵庫県神崎郡内において古物営業を営業者であるが、平成23年5月、詐欺等の罪による懲役2年の刑期を終えたことにより、許可基準である『禁固以上の刑に処せられ5年を経過しない者』に該当するとともに、平成23年6月以降、住居設定地に帰住することなく、3月以上所在不明であることから、古物営業許可を取消すこととしたい。」旨の説明があり、審議の上、原案どおり決定した。

● 公安委員会宛文書に対する回答（案）について

生活環境課長から、「平成25年2月5日（火）、公安委員会宛に送付された文書について、文書回答することとしたい。」旨の説明があり、審議の上、承認した。

地 域 部 ● 公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令の制定（案）
について資料16

地域企画課長から、資料16のとおり、「兵庫県警察の組織に関する規則の一部改正により、地域部地域指導課の事務の一部を同部地域企画課に移管することに伴い、『公安委員会事務専決規程』の一部を改正し、関係規定について所要の整備を行うこととしたい。」旨の説明があり、審議の上、承認した。

交 通 部 ● 自動車運転代行業に係る行政処分（案）について
.....資料17

交通企画課調査官から、資料17のとおり、「男性は、自動車運転代行業の認定を受け、兵庫県豊岡市内において自動車運転代行業を営業する者であるが、平成24年12月、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律違反により、罰金20万円の略式命令を受け、確定したため、認定取消要件に該当したことから、自動車運転代行業の認定を取消すこととし、本件は、処分結果の公表に該当することから、兵庫県公安委員会のホームページに行政処分を公表することとしたい。」旨の説明があり、審議の上、原案どおり決定した。

● 意見の聴取等

運転免許課管理官から、次のとおり意見の聴取等に関する説明があり決定した。

- 1 第8回運転免許処分意見の聴取（2／28）～40名分
- 2 第8回運転免許処分聴聞（2／28）～4名分
- 3 第9回運転免許処分意見の聴取（3／7）～34名分
- 4 第9回運転免許処分聴聞（3／7）～2名分

警 備 部 ● 福岡県公安委員会からの援助要求に伴う警察官の派遣（案）について
.....資料18

警備部長から、資料18のとおり、「北九州地区における指定暴力団五代目工藤會対策に万全を期すため、福岡県公安委員会から警察法第60条第1項の規定に基づく、本県警察官の援助要求がなされたので派遣することとしたい。」旨の説明があり、審議の上、承認した。

2 報告事項

総 務 部 ● 平成25年度定期監査実施計画について

.....資料19

会計課長から、資料19のとおり、「平成25年4月から平成26年3月までの間、兵庫県警察における会計事務の監査に関する訓令に基づき、平成25年度の定期監査を実施する。」旨の報告がなされた。

● 監査委員による定期監査の結果について

.....資料20

会計課長から、資料20のとおり、平成24年12月3日（月）から平成25年2月7日（木）までの間、31警察署を対象に実施された定期監査の結果について報告がなされた。

警 務 部

● 人事案件について

警務課長から、平成25年春の人事異動について報告がなされた。

● 平成24年度全日本ライフル射撃競技選手権大会への選手派遣について

.....資料21

警務部長から、資料21のとおり、「平成25年3月9日（土）、大阪府豊能郡所在の大阪府能勢町ライフル射撃場において実施される『平成24年度全日本ライフル射撃競技選手権大会』へ選手を派遣する。」旨の報告がなされた。

● 勝訴判決の確定について

.....資料22

訟務官から、資料22のとおり、「兵庫県公安委員会は、平成23年8月の兵庫県伊丹市内における放置駐車に対し、違反車両の使用者である原告に、平成23年11月、放置違反金の納付を命じた。原告から、異議申立てがなされたが、兵庫県公安委員会はこれを棄却した。これを不服として原告は、『私所有の車両が交差点で突然止まってしまい、レッカー車を呼ぶことになり、そのために一時的に車を離れた間に駐車違反の紙を貼られた。故障の趣旨と携帯電話の番号をフロントに見えるように紙に書いて離れた。一般市民の常識としては、故障車に駐車違反だとは納得できない。』などとして、神戸地方裁判所に本件処分の取消しを求め提訴したが、同裁判所はこれを棄却した。原告が控訴しなかったことから判決が確定し、終結した。」旨の報告がなされた。

刑 事 部 ● 「尼崎市における被害者多数の殺人・死体遺棄事件」被疑者の検挙について
.....資料23

刑事部長から、資料23のとおり、「平成25年3月6日（水）、捜査第一課及び尼崎東警察署は、傷害致死・監禁事件被疑者として7名を検挙した。」旨の報告がなされた。

生活安全部 ● 警備業に係る行政処分の公表について
.....資料24

生活安全企画課調査官から、資料24のとおり、「法人は、京都府公安委員会の認定を受けて豊岡市内において警備業務を営むものであるが、警備業者は欠格事項に該当する者を警備業務に従事させてはならないにもかかわらず、その確認を尽くさなかったことから、平成23年11月から平成24年12月までの間、欠格事項に該当している者を兵庫県内で交通誘導警備業務に従事させていたので指示処分を決定し、執行した。本件処分は、行政処分の公表の基準に該当することから、兵庫県公安委員会のホームページに公表する。」旨の報告がなされた。

警 備 部 ● 兵庫県警察管区機動隊規程の一部改正について
.....資料25

警備課長から、資料25のとおり、「県下の治安情勢に適切に対応するため、兵庫県警察管区機動隊規程の一部を改正し、兵庫県警察管区機動隊の編成及び管区機動隊員の所属別差出区分について所要の整備を行う。」旨の報告がなされた。

公 安 委 員 会	警察署協議会委員の辞職及び委嘱（案）	平成25年3月7日
資料No 1	について	総 務 部

1 警察署協議会委員の辞職及び委嘱

協 議 会 名	辞 職 委 員	辞 職 理 由	委嘱候補者
有馬警察署 協 議 会	23歳 女性 大学生	一身上の都合	2人

公 安 委 員 会
☐ 指示事項
☐ 意 見

公 安 委 員 会	兵庫県公安委員会文書管理規則に定める 文書目録（文書管理簿）の作成（案） について	平成25年3月7日
資料№ 2		総 務 部
1 文書目録（文書管理簿） 別紙のとおり 2 根拠 (1) 兵庫県公安委員会文書管理規則（平成13年公安委員会規則第11号） 第8条 文書管理者は、毎年当初に、本部長が別に定めるところにより、文書目録を作成し、公安委員会の承認を得なければならない。 2 前項の文書目録は、情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第34条に規定する公文書の検索に必要な資料として、一般の利用に供するものとする。 (2) 文書の分類及び保存要領について（平成18年12月28日兵警総一般甲第195号） 2-(2)-ア 対号1第8条に規定する文書目録は、文書管理簿（様式第2号）をもって充てる。 3 所要の整備 平成25年1月1日（火）を基準日として、平成24年中に作成取得した公文書を追加し、保存期限が経過した公文書を削除する。 なお、平成24年中に新規保有する公文書はなかった。 4 参考 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号） （公文書の検索資料の作成等） 第34条 実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。		
公 安 委 員 会		
☐ 指示事項 ☐ 意見		

文 書 管 理 簿 (案)

所属名 (公安委員会)

課 (係)	大分類	中分類	小分類	ファイル名	年 (度)	作成 (取得) 時期	保存期間	保存期限	保存場所	媒体の 種 別	備考
公安委員会補佐室	総括	公安委員会	公安委員会	公安委員会会議録	H24	平24年01月	3年	平27年12月	事務室	紙	
公安委員会補佐室	総括	公安委員会	公安委員会	公安委員会会議録	H23	平23年01月	3年	平26年12月	事務室	紙	
公安委員会補佐室	総括	公安委員会	公安委員会	公安委員会会議録	H22	平22年01月	3年	平25年12月	事務室	紙	
公安委員会補佐室	総括	公安委員会	公安委員会	公安委員会会議録	H21	平21年01月	3年	平24年12月	事務室	紙	
公安委員会補佐室	総括	公安委員会	公安委員会	定例会議の開催状況編冊	H24	平24年01月	3年	平27年12月	事務室	紙	
公安委員会補佐室	総括	公安委員会	公安委員会	定例会議の開催状況編冊	H23	平23年01月	3年	平26年12月	事務室	紙	
公安委員会補佐室	総括	公安委員会	公安委員会	定例会議の開催状況編冊	H22	平22年01月	3年	平25年12月	事務室	紙	
公安委員会補佐室	総括	公安委員会	公安委員会	定例会議の開催状況編冊	H21	平21年01月	3年	平24年12月	事務室	紙	
公安委員会補佐室	総括	会議	部外	全国公安委員会連絡会議編冊	H24	平24年01月	3年	平27年12月	事務室	紙	
公安委員会補佐室	総括	会議	部外	全国公安委員会連絡会議編冊	H23	平23年01月	3年	平26年12月	事務室	紙	
公安委員会補佐室	総括	会議	部外	全国公安委員会連絡会議編冊	H22	平22年01月	3年	平25年12月	事務室	紙	
公安委員会補佐室	総括	会議	部外	全国公安委員会連絡会議編冊	H21	平21年01月	3年	平24年12月	事務室	紙	
公安委員会補佐室	総括	会議	部外	近畿管内公安委員会連絡会議編冊	H24	平24年01月	3年	平27年12月	事務室	紙	
公安委員会補佐室	総括	会議	部外	近畿管内公安委員会連絡会議編冊	H23	平23年01月	3年	平26年12月	事務室	紙	
公安委員会補佐室	総括	会議	部外	近畿管内公安委員会連絡会議編冊	H22	平22年01月	3年	平25年12月	事務室	紙	
公安委員会補佐室	総括	会議	部外	近畿管内公安委員会連絡会議編冊	H21	平21年01月	3年	平24年12月	事務室	紙	
公安委員会補佐室	総括	会議	部外	15都道府県公安委員会連絡会議編冊	H24	平24年01月	1年	平25年12月	事務室	紙	
公安委員会補佐室	総括	会議	部外	15都道府県公安委員会連絡会議編冊	H23	平23年01月	1年	平24年12月	事務室	紙	
公安委員会補佐室	広報広聴	広報広聴	広聴	苦情受理簿	H24	平24年01月	3年	平27年12月	事務室	紙	
公安委員会補佐室	広報広聴	広報広聴	広聴	苦情受理簿	H23	平23年01月	3年	平26年12月	事務室	紙	
公安委員会補佐室	広報広聴	広報広聴	広聴	苦情受理簿	H22	平22年01月	3年	平25年12月	事務室	紙	

文 書 管 理 簿 (案)

所属名 (公安委員会)

課 (係)	大分類	中分類	小分類	ファイル名	年 (度)	作成 (取得) 時期	保存期間	保存期限	保存場所	媒体の 種 別	備考
公安委員会秘書室	広報広聴	広報広聴	広聴	苦情受理簿	H21	平21年01月	3年	平24年12月	事務室	紙	
公安委員会秘書室	広報広聴	広報広聴	広聴	苦情処理編冊	H24	平24年01月	3年	平27年12月	事務室	紙	
公安委員会秘書室	広報広聴	広報広聴	広聴	苦情処理編冊	H23	平23年01月	3年	平26年12月	事務室	紙	
公安委員会秘書室	広報広聴	広報広聴	広聴	苦情処理編冊	H22	平22年01月	3年	平25年12月	事務室	紙	
公安委員会秘書室	広報広聴	広報広聴	広聴	苦情処理編冊	H21	平21年01月	3年	平24年12月	事務室	紙	
公安委員会秘書室	広報広聴	広報広聴	広聴	公安委員会広聴関係処理簿	H24	平24年01月	3年	平27年12月	事務室	紙	
公安委員会秘書室	広報広聴	広報広聴	広聴	公安委員会広聴関係処理簿	H23	平23年01月	3年	平26年12月	事務室	紙	
公安委員会秘書室	広報広聴	広報広聴	広聴	公安委員会広聴関係処理簿	H22	平22年01月	3年	平25年12月	事務室	紙	
公安委員会秘書室	広報広聴	広報広聴	広聴	公安委員会広聴関係処理簿	H21	平21年01月	3年	平24年12月	事務室	紙	
公安委員会秘書室	情報管理	文書管理	公印	公安委員会公印台帳			継続		事務室	紙	
公安委員会秘書室	情報管理	文書管理	公印	公安委員会公印使用簿	H24	平24年01月	1年	平25年12月	事務室	紙	
公安委員会秘書室	情報管理	文書管理	公印	公安委員会公印使用簿	H23	平23年01月	1年	平24年12月	事務室	紙	
公安委員会秘書室	情報管理	文書管理	公文書管理	公安委員会告示番号簿	H24	平24年01月	30年	平54年12月	事務室	紙	
公安委員会秘書室	情報管理	文書管理	公文書管理	公安委員会告示番号簿	H23	平23年01月	30年	平53年12月	事務室	紙	
公安委員会秘書室	情報管理	文書管理	公文書管理	公安委員会告示番号簿	H22	平22年01月	30年	平52年12月	事務室	紙	
公安委員会秘書室	情報管理	文書管理	公文書管理	公安委員会告示番号簿	H21	平21年01月	30年	平51年12月	事務室	紙	
公安委員会秘書室	情報管理	文書管理	公文書管理	公安委員会告示番号簿	H20	平20年01月	30年	平50年12月	事務室	紙	
公安委員会秘書室	情報管理	文書管理	公文書管理	公安委員会告示番号簿	H19	平19年01月	30年	平49年12月	事務室	紙	
公安委員会秘書室	情報管理	文書管理	公文書管理	公安委員会告示番号簿	H18	平18年01月	30年	平48年12月	事務室	紙	
公安委員会秘書室	情報管理	文書管理	公文書管理	公安委員会告示番号簿	H17	平17年01月	30年	平47年12月	事務室	紙	
公安委員会秘書室	情報管理	文書管理	公文書管理	公安委員会告示番号簿	H16	平16年01月	30年	平46年12月	事務室	紙	

文 書 管 理 簿 (案)

所属名 (公安委員会)

課 (係)	大分類	中分類	小分類	ファイル名	年 (度)	作成 (取得) 時期	保存期間	保存期限	保存場所	媒体の 種 別	備考
公安委員会総務課	情報管理	文書管理	公文書管理	公安委員会告示番号簿	H15	平15年01月	30年	平45年12月	事務室	紙	
公安委員会総務課	情報管理	文書管理	公文書管理	公安委員会告示番号簿	H14	平14年01月	30年	平44年12月	事務室	紙	
公安委員会総務課	情報管理	文書管理	公文書管理	公安委員会告示番号簿	H13	平13年01月	30年	平43年12月	事務室	紙	
公安委員会総務課	情報管理	文書管理	公文書管理	公安委員会規則番号簿	H24	平24年01月	30年	平54年12月	事務室	紙	
公安委員会総務課	情報管理	文書管理	公文書管理	公安委員会規則番号簿	H23	平23年01月	30年	平53年12月	事務室	紙	
公安委員会総務課	情報管理	文書管理	公文書管理	公安委員会規則番号簿	H22	平22年01月	30年	平52年12月	事務室	紙	
公安委員会総務課	情報管理	文書管理	公文書管理	公安委員会規則番号簿	H21	平21年01月	30年	平51年12月	事務室	紙	
公安委員会総務課	情報管理	文書管理	公文書管理	公安委員会規則番号簿	H20	平20年01月	30年	平50年12月	事務室	紙	
公安委員会総務課	情報管理	文書管理	公文書管理	公安委員会規則番号簿	H19	平19年01月	30年	平49年12月	事務室	紙	
公安委員会総務課	情報管理	文書管理	公文書管理	公安委員会規則番号簿	H18	平18年01月	30年	平48年12月	事務室	紙	
公安委員会総務課	情報管理	文書管理	公文書管理	公安委員会規則番号簿	H17	平17年01月	30年	平47年12月	事務室	紙	
公安委員会総務課	情報管理	文書管理	公文書管理	公安委員会規則番号簿	H16	平16年01月	30年	平46年12月	事務室	紙	
公安委員会総務課	情報管理	文書管理	公文書管理	公安委員会規則番号簿	H15	平15年01月	30年	平45年12月	事務室	紙	
公安委員会総務課	情報管理	文書管理	公文書管理	公安委員会規則番号簿	H14	平14年01月	30年	平44年12月	事務室	紙	
公安委員会総務課	情報管理	文書管理	公文書管理	公安委員会規則番号簿	H13	平13年01月	30年	平43年12月	事務室	紙	
公安委員会総務課	情報管理	文書管理	公文書管理	公安委員会訓令番号簿	H24	平24年01月	30年	平54年12月	事務室	紙	
公安委員会総務課	情報管理	文書管理	公文書管理	公安委員会訓令番号簿	H23	平23年01月	30年	平53年12月	事務室	紙	
公安委員会総務課	情報管理	文書管理	公文書管理	公安委員会訓令番号簿	H22	平22年01月	30年	平52年12月	事務室	紙	
公安委員会総務課	情報管理	文書管理	公文書管理	公安委員会訓令番号簿	H21	平21年01月	30年	平51年12月	事務室	紙	
公安委員会総務課	情報管理	文書管理	公文書管理	公安委員会訓令番号簿	H20	平20年01月	30年	平50年12月	事務室	紙	
公安委員会総務課	情報管理	文書管理	公文書管理	公安委員会訓令番号簿	H19	平19年01月	30年	平49年12月	事務室	紙	

文 書 管 理 簿 (案)

所属名 (公安委員会)

課 (係)	大分類	中分類	小分類	ファイル名	年 (度)	作成 (取得) 時期	保存期間	保存期限	保存場所	媒体の 種 別	備考
公安委員会総務課	情報管理	文書管理	公文書管理	公安委員会訓令番号簿	H18	平18年01月	30年	平48年12月	事務室	紙	
公安委員会総務課	情報管理	文書管理	公文書管理	公安委員会訓令番号簿	H17	平17年01月	30年	平47年12月	事務室	紙	
公安委員会総務課	情報管理	文書管理	公文書管理	公安委員会訓令番号簿	H16	平16年01月	30年	平46年12月	事務室	紙	
公安委員会総務課	情報管理	文書管理	公文書管理	公安委員会訓令番号簿	H15	平15年01月	30年	平45年12月	事務室	紙	
公安委員会総務課	情報管理	文書管理	公文書管理	公安委員会訓令番号簿	H14	平14年01月	30年	平44年12月	事務室	紙	
公安委員会総務課	情報管理	文書管理	公文書管理	公安委員会訓令番号簿	H13	平13年01月	30年	平43年12月	事務室	紙	
公安委員会総務課	情報管理	文書管理	公示・令達	公安委員会告示			指定保存期間		事務室	紙	
公安委員会総務課	情報管理	文書管理	公示・令達	公安委員会規則			指定保存期間		事務室	紙	
公安委員会総務課	情報管理	文書管理	公示・令達	公安委員会訓令			指定保存期間		事務室	紙	
公安委員会総務課	情報管理	文書管理	公文書管理	公安委員会文書收受簿	H24	平24年01月	3年	平27年12月	事務室	紙	
公安委員会総務課	情報管理	文書管理	公文書管理	公安委員会文書收受簿	H23	平23年01月	3年	平26年12月	事務室	紙	
公安委員会総務課	情報管理	文書管理	公文書管理	公安委員会文書收受簿	H22	平22年01月	3年	平25年12月	事務室	紙	
公安委員会総務課	情報管理	文書管理	公文書管理	公安委員会文書收受簿	H21	平21年01月	3年	平24年12月	事務室	紙	
公安委員会総務課	情報管理	文書管理	公文書管理	公安委員会文書発送番号簿	H24	平24年01月	3年	平27年12月	事務室	紙	
公安委員会総務課	情報管理	文書管理	公文書管理	公安委員会文書発送番号簿	H23	平23年01月	3年	平26年12月	事務室	紙	
公安委員会総務課	情報管理	文書管理	公文書管理	公安委員会文書発送番号簿	H22	平22年01月	3年	平25年12月	事務室	紙	
公安委員会総務課	情報管理	文書管理	公文書管理	公安委員会文書発送番号簿	H21	平21年01月	3年	平24年12月	事務室	紙	
公安委員会総務課	総括	公安委員会	公安委員会	監察の指示編冊	H24	平24年01月	3年	平27年12月	事務室	紙	
公安委員会総務課	総括	公安委員会	公安委員会	監察の指示編冊	H23	平23年01月	3年	平26年12月	事務室	紙	
公安委員会総務課	総括	公安委員会	公安委員会	監察の指示編冊	H22	平22年01月	3年	平25年12月	事務室	紙	
公安委員会総務課	総括	公安委員会	公安委員会	監察の指示編冊	H21	平21年01月	3年	平24年12月	事務室	紙	

文 書 管 理 簿 (案)

所属名 (公安委員会)

課 (係)	大分類	中分類	小分類	ファイル名	年 (度)	作成 (取得) 時期	保存期間	保存期限	保存場所	媒体の 種 別	備考
公安委員会書記室	情報管理	情報管理	情報公開	情報公開請求簿冊	H24	平24年01月	1年	平25年12月	事務室	紙	
公安委員会書記室	情報管理	情報管理	情報公開	情報公開請求簿冊	H23	平23年01月	1年	平24年12月	事務室	紙	
公安委員会書記室	総括	公安委員会	総括	公安委員名簿			継続		事務室	紙	
公安委員会書記室	監察	監察・訟務	表彰	公安委員会表彰記録簿			継続		事務室	紙	

※ ゴシックは追加する文書・網掛けは、削除する文書

公 安 委 員 会	公安委員会が保有する公文書に係る個人情報	平成25年 3 月 7 日
資料No 3	開示請求に対する開示決定（案）について	総 務 部
1 個人情報開示請求受理日 (1) 受理年月日 平成25年 2 月 25 日（月） (2) 請求者 県内個人 2 請求概要 公安委員会に対し申し立てた苦情及びその関連の申し出に伴い作成された「苦情受理票」、「苦情処理経過票」、「報告文書」、「苦情申出に対する回答書（案）」、「苦情申出に対する回答書」、「公安委員会会議録（私の苦情に関する部分に限る）」及び「電話等用紙」の開示請求 3 決定期限 平成25年 3 月 11 日（月） 4 開示決定 全部開示決定（案）及び部分開示決定（案）		
公 安 委 員 会		
☐ 指示事項 ☐ 意 見		

1 受理及び処理件数

○過処理状況

区分 ↓ 類型	2月16日(土)～3月1日(金)	
	受 理	処 理
公安委員会	7 (6)	3 (3)
警 察	28 (5)	22 (2)
合 計	35 (11)	25 (5)

○本年処理状況

受 理	処 理
16 (15)	1 (1)
117 (17)	69 (3)
133 (32)	70 (4)

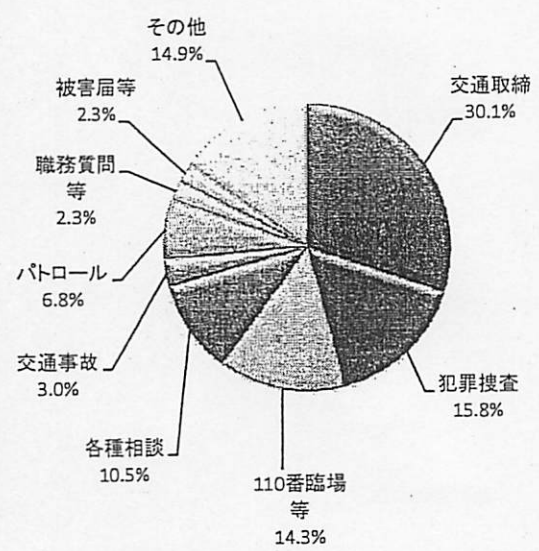
○処理中

本年分	前年まで	合 計
15 (14)	8 (8)	23 (22)
48 (14)	20 (6)	68 (20)
63 (28)	28 (14)	91 (42)

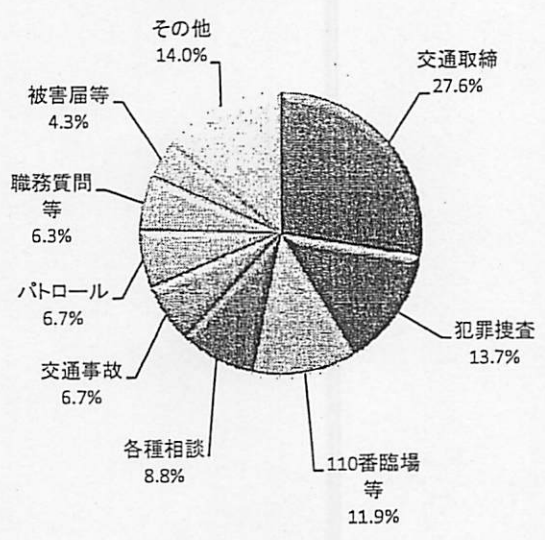
注 () 内は、文書によるものを内数で示す。

2 内容類型別

平成25年3月1日(金)現在



平成24年



区 分	受理件数	受 理 内 容								
		交通取締	犯罪捜査	110番臨場等	各種相談	交通事故	パトロール	職務質問等	被害届等	その他
今 週 報 告 分	35	7	7	5	6	1	2	1	0	6
本 年 累 計	133	40	21	19	14	4	9	3	3	20
前 年 同 期	113	34	16	10	10	6	7	6	7	17
対 比	+20	+6	+5	+9	+4	-2	+2	-3	-4	+3
平成24年	930	257	127	111	82	62	62	59	40	130

公安委員会
☐ 指示事項
☐ 意見

公 安 委 員 会	兵庫県警察の組織に関する規則の一部を	平成25年3月7日
資料No 5	改正する規則の制定（案）について	警 務 部
1 制定の理由 警察用船舶及び警察用航空機のより効果的かつ効率的な運用を図るため、兵庫県警察の組織について所要の整備を行う。 2 改正の概要 地域部地域指導課の所掌する事務のうち、水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関すること等を地域部地域企画課に移管する（第30条及び第30条の2 関係）。 3 改正案 新旧対照表のとおり 4 施行期日 平成25年3月26日（火）		
公 安 委 員 会 ☐ 指示事項 ☐ 意 見		

新 旧 対 照 表

(兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則)

新旧対照表

現 行

(地域企画課)

第30条 地域企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 地域警察等（地域警察及び地域警察以外の警らをいう。以下同じ。）の企画に関すること。
- (2) 地域警察に関すること（地域指導課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 警ら用無線自動車、移動交番車及び警察用航空機の運用に関すること。
- (4) 列車その他交通機関への警乗（鉄道警察隊の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (5) 部の事務の調整に関すること。
- (6) 部内の庶務に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他課の所掌に属しないこと。

(地域指導課)

第30条の2 地域指導課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 地域警察等の活動に関する指導及び訓練に関すること。
- (2) 警察用船舶の運用に関すること。
- (3) 一般警戒及び雑踏警備に関すること。
- (4) 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関すること。
- (5) 水上における警ら、警戒及び交通の安全の確保に関すること。

改 正 案

(地域企画課)

第30条 地域企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 地域警察等（地域警察及び地域警察以外の警らをいう。以下同じ。）の企画に関すること。
- (2) 地域警察に関すること（地域指導課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 警ら用無線自動車、移動交番車、警察用船舶及び警察用航空機の運用に関すること。
- (4) 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関すること。
- (5) 列車その他交通機関への警乗（鉄道警察隊の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (6) 水上における警ら、警戒及び交通の安全の確保に関すること。
- (7) 部の事務の調整に関すること。
- (8) 部内の庶務に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、部内の他課の所掌に属しないこと。

(地域指導課)

第30条の2 地域指導課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 地域警察等の活動に関する指導及び訓練に関すること。
- (2) 一般警戒及び雑踏警備に関すること。

公 安 委 員 会	犯罪被害者等給付金支給裁定(案)について	平成25年 3 月 7 日
資料№ 6	(兵庫県宝塚市における強盗殺人未遂事件)	警 務 部
1 事件名 兵庫県宝塚市における強盗殺人未遂事件 2 申請年月日 平成24年11月 1 日 (木) 3 発生場所 兵庫県宝塚市内 4 犯罪被害者 (申請者) 兵庫県居住の者 5 加害者 住居不定の者 6 事案概要 犯罪被害者は、自宅にいたところ、不法に侵入してきた加害者から包丁を突き付けられ、被害者所有の現金等を強取されるとともに、同刃物で頸部を切り付けられたり、背中等を突き刺されたりするなどの暴行を加えられ、傷害を負わされたものである。 7 裁定 (案) (1) 給付種別 重傷病給付金 (2) 支給額 0 円 (傷病手当金受領のため、調整不支給。)		
公 安 委 員 会 ☐ 指示事項 ☐ 意 見		

公 安 委 員 会	運転免許の効力の停止処分に対する	平成25年3月7日
資料№ 7	審査請求について	警 務 部

1 受理年月日

平成24年10月3日（水）

2 審査請求人

兵庫県たつの市 男性

3 処分の内容

平成24年8月10日（金）付け運転免許の効力の停止処分（30日）

4 処分の原因

平成24年5月18日（金）、兵庫県小野市内における交通違反

5 請求の趣旨

本件処分の取消しを求めている。

6 請求の理由

違反の事実が無く、適切な方法で計測されたことを立証する客観証拠がない（映像又は警察以外の第3者の証言など）。

7 裁決書案

(1) 主文

本件審査請求を棄却する。

(2) 理由

本件違反は、白バイが本件車両を追尾測定して検挙したものであるが、調査の結果、定められた要領に従い速度を測定したものであり、警察官の説明に不自然、不合理な点は認められず、また、白バイに車載されている本件速度取締用デジタル式メーターは、本件違反の前後の検査において正常に作動していることが確認されていることから、正確に測定されたものと認められる。

請求人は、「違反の事実が無く、適切な方法で計測されたことを立証する客観証拠がない（映像又は警察以外の第3者の証言など）。」旨を主張するが、追尾測定は適切な速度測定方法であり、速度記録紙には、本件車両の速度を測定した結果が印字されている。

したがって、請求人の主張は認められない。

公 安 委 員 会
☐ 指示事項
☐ 意 見

公 安 委 員 会	放置違反金納付命令処分に対する 異議申立てについて (平成24年11月6日(火)受理分)	平成25年3月7日
資料No 8		警 務 部
1 受理年月日 平成24年11月6日(火) 2 異議申立人 兵庫県姫路市 女性 3 処分の内容 平成24年10月23日(火)付け放置違反金納付命令処分 4 処分の原因 平成24年8月26日(日)、神戸市中央区内における放置駐車 5 申立ての趣旨 本件処分の取消しを求めている。 6 申立ての理由 不慣れな土地で、除外に対応できる場所に悩み、迷い、初めて除外標章を使用して駐車した。注意や警告なく刑罰を加えられた。 7 決定書案 (1) 主文 異議申立てを棄却する。 (2) 理由 本件放置駐車は、駐車監視員が巡回中に本件車両の放置駐車を少なくとも5分間確認したものであるが、写真等の関係記録によると、本件車両は、東行き一方通行道路の北側に東向きで、車両後方にある丁字路交差点側端から車両後部が0.3メートルの位置に駐車されている事実が認められる。本件車両は、本件放置駐車当時、駐車禁止除外指定車標章を掲示していたが、駐停車禁止場所に駐車された駐車は、同標章を掲示していても、駐停車禁止場所に駐車された放置車両に該当する。 申立人は、「注意や警告なく刑罰を加えられた。」旨を主張するが、同人は、本件放置駐車の確認作業の終了後、本件車両に戻ってきたもので、注意・警告にすべき理由があったとは認められず、本件処分は、刑事手続きよる刑罰ではなく、行政制裁であり、行政上の秩序罰である。 したがって、申立人の主張は認められない。		
公 安 委 員 会		
☐ 指示事項		
☐ 意 見		

公 安 委 員 会	放置違反金納付命令処分に対する 異議申立てについて (平成24年11月26日(月)受理分)	平成25年3月7日
資料No 9		警 務 部

- 1 受理年月日
平成24年11月26日(月)
- 2 異議申立人
愛媛県新居浜市 男性
- 3 処分の内容
平成24年10月23日(火)付け放置違反金納付命令処分
- 4 処分の原因
平成24年7月8日(日)、神戸市中央区内における放置駐車
- 5 申立ての趣旨
本件処分の取消しを求めている。
- 6 申立ての理由
地方から初めて神戸市に車で旅行し、妻が体調不良になり駐車場探しに苦勞してやっと見つけた駐車場で、コインパーキングだと確信して駐車した。
- 7 決定書案
 - (1) 主文
本件異議申立てを棄却する。
 - (2) 理由
本件駐車場所は、時間制限駐車区間であり、本件車両が、制限時間を53分超えて駐車され、運転者が直ちに運転できない状態であったことを駐車監視員が少なくとも6分間確認したものである。
申立人は、「もっとわかるように書いていれば駐車しなかった。」旨を述べるが、時間制限駐車区間であることを示す道路標識は適正に設置されており、運転免許を受けた自動車運転者は、道路標識を理解し、これに従わなければならない。
また、本件駐車場所に設置されたパーキング・メーターには、使用方法が明記されており、加えて、制限時間を超えると駐車違反になる旨が明記され、注意喚起されている。
したがって、申立人の主張は認められない。

公 安 委 員 会
☐ 指示事項
☐ 意見

公 安 委 員 会	放置違反金納付命令処分に対する 異議申立てについて (平成24年12月6日(木)受理分)	平成25年3月7日
資料No 10		警 務 部
1 受理年月日 平成24年12月6日(木) 2 異議申立人 神戸市垂水区 男性 3 処分の内容 平成24年11月13日(火)付け放置違反金納付命令処分 4 処分の原因 平成24年9月7日(金)、神戸市垂水区内的における放置駐車 5 申立ての趣旨 本件処分の取消しを求めている。 6 申立ての理由 警察官に聞き、5分以上の場合のみ駐禁の紙をはるとのことだった。今回は、あてはまらないと思う。 7 決定書案 (1) 主文 本件異議申立てを棄却する。 (2) 理由 本件駐車場所は、道路標識により駐車が禁止されている道路の部分に当たり、本件車両は、運転者が直ちに運転できない状態であったことを駐車監視員が確認したものである。申立人は、駐車時間が短時間である旨主張するが、「直ちに運転することができない状態」とは、直ちに運転できないと評価される状態であれば、駐車時間の長短を問うものではない。本件において、駐車監視員は、少なくとも7分間、本件車両の運転者が車両を離れて直ちに運転することができない状態であったことを確認したものであり、申立人の主張には理由がない。 次に、申立人は、本件とは異なる日に行われた駐車監視員の確認行為に疑問を呈するが、かかる駐車監視員の確認行為に不適切な点はない上、本件処分の成否を左右する事情には当たらない。		
公 安 委 員 会		
☐ 指示事項		
☐ 意見		

公 安 委 員 会	放置違反金納付命令処分に対する 異議申立てについて (平成24年12月17日(月)受理分)	平成25年3月7日
資料No 11		警 務 部
1 受理年月日 平成24年12月17日(月) 2 異議申立人 神戸市兵庫区 男性 3 処分の内容 平成24年12月4日(火)付け放置違反金納付命令処分 4 処分の原因 平成24年10月7日(日)、神戸市兵庫区内における放置駐車 5 申立ての趣旨 本件処分の取消しを求めている。 6 申立ての理由 白内障手術の術後の診察の為、何時も駐車しているコイン駐車場に入れる予定が、満車の為、しかたなく道路に駐車した。 7 決定書案 (1) 主文 本件異議申立てを棄却する。 (2) 理由 本件駐車場所は、道路標識により駐車が禁止されている道路の部分に当たり、本件車両は、運転者が直ちに運転できない状態であったことを駐車監視員が少なくとも6分間確認したものである。 仮に普段利用している駐車場が満車であったとしても、かかる事情は、違法駐車を正当化するほどの相当性のある理由とは認められず、本件駐車場所周辺には、申立人の主張する駐車場以外にも時間貸し駐車場が存在し、それらに駐車することができなかった事情も認められない。 その他、申立人は、他に保冷車が駐車されており、運送業者から袖の下をもらっている旨主張するが、関係書類からは、かかる車両の存在は認められず、駐車監視員は適正に職務を執行している。 したがって、申立人の主張は認められない。		
公 安 委 員 会		
☐ 指示事項		
☐ 意見		

公 安 委 員 会 資料№ 12	六代目山口組に対する暴力団対策法に基づく指定手続に係る意見聴取の実施及び公示（案）について	平成25年3月7日 刑 事 部 （組織犯罪対策局）
六代目山口組について、暴力団対策法第3条に基づく指定暴力団としての指定のため、同法第5条に基づく意見聴取及び公示を次のとおり行う必要がある。 1 指定対象団体 (1) 名称 六代目山口組 (2) 主たる事務所の所在地 神戸市灘区篠原本町4丁目3番1号 (3) 代表者 篠田 建市 2 意見聴取の通知及び公示予定日 3月8日（金） 3 意見聴取の予定日時等 (1) 日時 3月28日（木）午前10時から (2) 場所 兵庫県警察本部本館1階 意見聴取会場 (3) 主宰者 兵庫県公安委員会 （意見聴取官が陪席）		
公 安 委 員 会 ☐ 指示事項 ☐ 意 見		

公 安 委 員 会 資料No 13	暴力団対策法に基づく用心棒行為等防止命令に係る意見聴取の実施及び公示(案)について	平成25年3月7日 刑 事 部 (組織犯罪対策局)
1 意見聴取の対象 指定暴力団六代目山口組二代目松下組 傘下組織 暴力団員 A男(■歳) 2 根拠 (1) 意見聴取の根拠 暴力団対策法第34条第1項 (2) 公示の根拠 同法第34条第2項 3 意見聴取を行うこととなる理由 指定暴力団六代目山口組の暴力団員が、その者の所属する指定暴力団の縄張内で営業を営む者のために、用心棒の役務を提供することをその営業を営む者と約束したことから、同法に基づく用心棒行為等防止命令を発出するため。 4 意見聴取通知書の送達及び公示日 3月8日(金) 5 実施日時、場所 (1) 日時 3月18日(月) 午前11時から (2) 場所 警察本部本館1階 意見聴取会場 6 主宰者 刑事部組織犯罪対策局 暴力団対策課 意見聴取官		
公 安 委 員 会 ☐ 指示事項 ☐ 意 見		

公 安 委 員 会 資料№ 14	暴力団対策法に基づく再発防止命令に係る意見聴取の実施及び公示（案）について	平成25年3月7日 刑 事 部 (組織犯罪対策局)
1 意見聴取の対象 指定暴力団六代目山口組四代目山健組 傘下組織 暴力団員 A男 (歳) 2 根拠 (1) 意見聴取の根拠 暴力団対策法第34条第1項 (2) 公示の根拠 同法第34条第2項 3 意見聴取を行うこととなる理由 指定暴力団六代目山口組の暴力団員が、今後も暴力的要求行為を行うおそれがあることから、同法に基づく再発防止命令を発出するため。 4 意見聴取通知書の送達及び公示日 3月8日（金） 5 日時、場所 (1) 不当贈与要求行為 3月18日（月）午前9時から 警察本部本館1階 意見聴取会場 (2) 不当債務免除要求行為 3月18日（月）午前10時から 警察本部本館1階 意見聴取会場 6 主宰者 刑事部 組織犯罪対策局 暴力団対策課 意見聴取官		
公 安 委 員 会 ☐ 指示事項 ☐ 意 見		

公 安 委 員 会 資料№ 15	古物営業に係る行政処分(案)について	平成25年3月7日 生 活 安 全 部
1 行政処分の対象 営業種別 古物営業 営 業 所 神崎郡内 営 業 者 A男 2 不利益処分の原因となる事実 A男は、古物営業の許可を受け、神崎郡内におい古物営業を経営していた者であるが、平成23年5月29日(日)、詐欺等の罪による懲役2年の刑期を終えたことにより、許可基準である「禁固以上の刑に処せられ5年を経過しない者」に該当するとともに、平成23年6月28日(火)以降、住居設定地に帰住することなく3月以上所在不明であることから、許可の取消し事由に該当するものである。 3 処分内容 古物営業許可の取消処分 4 聴聞手続 (1) 聴聞の通知 当事者が所在不明であることから、行政手続法に基づき、公示送達による聴聞通知を実施したところ、平成25年2月21日(木)福崎警察署に架電があり「聴聞があることはわかりましたが、期日の変更の必要はありません。事実についても間違いないので聴聞には出席しません。住所については言いたくありません。」と事実を認めた。 (2) 聴聞の終結 当事者は、平成25年2月22日(金)に予定していた聴聞に出頭しなかった。 5 量定案 古物営業許可の取消し		
公 安 委 員 会 ☐ 指示事項 ☐ 意 見		

公 安 委 員 会	公安委員会事務専決規程の一部を	平成25年3月7日
資料No. 16	改正する訓令の制定（案）について	地 域 部
1 制定の理由 兵庫県警察の組織に関する規則の一部改正により、地域部地域指導課の事務の一部を同部地域企画課に移管することに伴い、関係規定について所要の整備を行う。 2 改正の概要 地域部地域指導課長の専決事項である、次に掲げる事務を地域部地域企画課長に改める。 (1) 水難事故等の防止に関する条例（以下「条例」という。）第3条第3項の規定による海水浴場開設禁止区域の指定又は解除の告示 (2) 条例第4条第1項及び第2項の規定による届出の受理 (3) 条例第5条第1項及び第2項の規定による通知の受理 (4) 条例第7条第3項の規定による遊泳区域の指定又は解除の告示 (5) 条例第7条第4項の規定による標識の設置 (6) 条例第11条第1項及び第2項の規定による届出の受理 (7) 条例第12条第1項及び第2項の規定による通知の受理 (8) 条例第16条の規定による届出の受理 (9) 条例第17条の規定による届出又は通知の受理 3 改正案 新旧対照表のとおり 4 施行期日 平成25年3月26日（火）		
公 安 委 員 会		
☐ 指示事項 ☐ 意見		

新 旧 对 照 表

(公安委员会事务专决规程)

新旧対照表

現 行

別表

1 警察本部長及び警察本部の所属長の専決事項

専決者 所属名	警 察 本 部 長	警 察 本 部 の 部 長	警察本部の所属長（部長を除く。）

(略)

地域指導課		1 水難事故等の防止に関する条例（平成7年兵庫県条例第8号）第7条第1項の規定による遊泳区域の指定 2 水難事故等の防止に関する条例第7条第2項の規定による遊泳区域の指定の解除 3 水難事故等の防止に関する条例第18条の規定による指示	1 水難事故等の防止に関する条例第3条第3項の規定による海水浴場開設禁止区域の指定又は解除の告示 2 水難事故等の防止に関する条例第4条第1項及び第2項の規定による届出の受理 3 水難事故等の防止に関する条例第5条第1項及び第2項の規定による通知の受理 4 水難事故等の防止に関する条例第7条第3項の規定による遊泳区域の指定又は解除の告示 5 水難事故等の防止に関する条例第7条第4項の規定による標識の設置 6 水難事故等の防止に関する条例第11条第1項及び第2項の規定による届出の受理 7 水難事故等の防止に関する条例第12条第1項及び第2項の規定による通知の受理 8 水難事故等の防止に関する条例第16条の規定による届出の受理 9 水難事故等の防止に関する条例第17条の規定による届出又は通知の受理
-------	--	--	--

(略)

--	--	--	--

改 正 案

別表

1 警察本部長及び警察本部の所属長の専決事項

専決者 所属名	警 察 本 部 長	警 察 本 部 の 部 長	警察本部の所属長（部長を除く。）

(略)

地域企画課		1 水難事故等の防止に関する条例（平成7年兵庫県条例第8号）第7条第1項の規定による遊泳区域の指定 2 水難事故等の防止に関する条例第7条第2項の規定による遊泳区域の指定の解除 3 水難事故等の防止に関する条例第18条の規定による指示	1 水難事故等の防止に関する条例第3条第3項の規定による海水浴場開設禁止区域の指定又は解除の告示 2 水難事故等の防止に関する条例第4条第1項及び第2項の規定による届出の受理 3 水難事故等の防止に関する条例第5条第1項及び第2項の規定による通知の受理 4 水難事故等の防止に関する条例第7条第3項の規定による遊泳区域の指定又は解除の告示 5 水難事故等の防止に関する条例第7条第4項の規定による標識の設置 6 水難事故等の防止に関する条例第11条第1項及び第2項の規定による届出の受理 7 水難事故等の防止に関する条例第12条第1項及び第2項の規定による通知の受理 8 水難事故等の防止に関する条例第16条の規定による届出の受理 9 水難事故等の防止に関する条例第17条の規定による届出又は通知の受理
-------	--	--	--

(略)

--	--	--	--

公 安 委 員 会	自動車運転代行業に係る行政処分(案)	平成25年3月7日
資料No 17	について	交 通 部

1 行政処分の対象者

営業所 豊岡市

代表者 A男 ■歳(個人営業)

2 不利益処分の原因となる事実

上記業者は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律違反(変更届出義務違反、同法第8条第1項、同法第33条)で起訴され、豊岡簡易裁判所において平成24年12月25日、同法違反により罰金20万円の略式命令を受け、その刑が確定したため、同法で定める認定取消要件に該当したものである。

3 行政処分(案)

自動車運転代行業の認定取消

4 処分結果の公表

本件については、警察庁通達に基づき、処分結果を兵庫県公安委員会ホームページにおいて公表することとする。

公 安 委 員 会
☐ 指示事項
☐ 意 見

公 安 委 員 会	福岡県公安委員会からの援助要求に伴う	平成25年3月7日
資料№ 18	警察官の派遣（案）について	警 備 部

福岡県公安委員会から、警察法第60条第1項の規定に基づき援助要求を受けたので、次のとおり警察官を派遣する。

1 派遣理由

北九州地区における指定暴力団五代目工藤會対策に万全を期すため。

2 派遣警察官

管区機動隊

3 派遣期間

4 派遣を必要とする区域

指定暴力団五代目工藤會対策のために必要な福岡県内の区域

公 安 委 員 會 ☐ 指 示 ☐ 意 見	
---	--

公安委員会

☐ 指示事項

意見口

公 安 委 員 会 資料No 19	平成25年度定期監査実施計画について	平成25年 3 月 7 日 総 務 部
兵庫県警察における会計事務の監査に関する訓令（平成16年兵庫県警察本部訓令第1号）第5条に基づき、次のとおり定期監査を実施する。 1 実施期間 平成25年4月から平成26年3月までの間 2 実施対象 全所属（本部48所属、警察署48所属） 3 実施項目 (1) 収入・支出 (2) 管財 (3) 物品 (4) 旅費 (5) 捜査費 (6) 遺失・拾得 (7) 契約の履行確認 4 所属別実施計画 平成25年度定期監査実施計画（別添）のとおり		
公 安 委 員 会 ☐ 指示事項 ☐ 意 見		

別添

平成25年度定期監査実施計画

実施項目 ① 収入・支出

② 管財

③ 物品

④ 旅費

⑤ 搜查費

⑥ 遺失・拾得

⑦ 契約の履行確認

【本部】

[illegible]

実施項目 ① 収入・支出

③ 物品

⑤ 捜査費

⑦ 契約の履行確認

② 管財

④ 旅費

⑥ 遺失・拾得

【警察署】

実施月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
東 灘		①-④⑥⑦						④⑤				
灘		①-④⑥⑦	④⑤									
葺 合		①-④⑥⑦						④⑤				
生 田		①-④⑥⑦	④⑤									
兵 庫	①-④⑥⑦			④⑤								
長 田	①-④⑥⑦									④⑤		
須 磨			①-④⑥⑦								④⑤	
垂 水			①-④⑥⑦	④⑤								
神 戸 水 上			①-④⑥⑦						④⑤			
神 戸 西	④⑤	①-④⑥⑦										
神 戸 北		①-④⑥⑦								④⑤		
有 馬			①-④⑥⑦						④⑤			
芦 屋			①-④⑥⑦								④⑤	
西 宮			①-④⑥⑦		④⑤							
甲 子 園			①-④⑥⑦					④⑤				
尼 崎 南	①-④⑥⑦				④⑤							
尼 崎 東				①-④⑥⑦	④⑤							
尼 崎 北				①-④⑥⑦						④⑤		
伊 丹	①-④⑥⑦										④⑤	
川 西				①-④⑥⑦					④⑤			
宝 塚	①-④⑥⑦							④⑤				
三 田			④⑤	①-④⑥⑦								
篠 山						④⑤					①-④⑥⑦	
丹 波							④⑤				①-④⑥⑦	
明 石			④⑤					①-④⑥⑦				
三 木		④⑤						①-④⑥⑦				
社		④⑤						①-④⑥⑦				
加 西				④⑤				①-④⑥⑦				
西 脇				④⑤				①-④⑥⑦				
加 古 川			④⑤					①-④⑥⑦				
高 砂					④⑤			①-④⑥⑦				
姫 路			④⑤			①-④⑥⑦						
飾 磨				④⑤		①-④⑥⑦						
網 干		④⑤				①-④⑥⑦						
福 崎	④⑤					①-④⑥⑦						
た つ の						①-④⑥⑦	④⑤					
相 生						①-④⑥⑦		④⑤				
赤 穂						①-④⑥⑦	④⑤					
佐 用						①-④⑥⑦			④⑤			
宍 粟						①-④⑥⑦	④⑤					
朝 来					①-④⑥⑦						④⑤	
養 父		④⑤			①-④⑥⑦							
豊 岡 南					①-④⑥⑦						④⑤	
豊 岡 北					①-④⑥⑦						④⑤	
美 方		④⑤			①-④⑥⑦							
洲 本				①-④⑥⑦			④⑤					
淡 路				①-④⑥⑦			④⑤					
南 あ わ じ				①-④⑥⑦		④⑤						

公 安 委 員 会 資料No 20	監査委員による定期監査の結果について	平成25年3月7日 総 務 部
1 実施日 平成24年12月3日（月）から平成25年2月7日（木）までの間 2 対象所属（31警察署） 東 灘、 灘、☐葺 合、☐生 田、兵 庫、長 田、須 磨、 垂 水、☐神戸水上、神戸西、神戸北、有 馬、芦 屋、☐西 宮、 甲子園、尼 崎 南、尼崎東、尼崎北、伊 丹、川 西、宝 塚、 三 田、☐飾 磨、☐朝 来、養 父、豊岡南、☐豊岡北、美 方、 洲 本、☐淡 路、南あわじの各警察署 （注）☐ は、監査委員による実地監査を受けた所属 3 実施者 兵庫県監査委員 4 監査対象 会計事務の執行状況 5 実施方法 監査委員による実地監査又は書面監査 6 監査の結果 (1) 物品の損傷等について 東灘、長田、須磨、垂水、神戸西、有馬、尼崎東、伊丹、宝塚、 飾磨、朝来の11警察署において、公用車の交通事故により、物品の損傷 等について指摘を受けた。 (2) 管理事務について 豊岡北警察署において、使用許可のない通信線が電力柱に共架されて いたことについて財産管理上の指摘を受けた。		
公 安 委 員 会 ☐ 指示事項 ☐ 意 見		

公 安 委 員 会	平成24年度全日本ライフル射撃競技	平成25年3月7日
資料No 21	選手権大会への選手派遣について	警 務 部

1 大会概要

(1) 開催日

3月9日(土)

(2) 開催場所

大阪府能勢町ライフル射撃場(大阪府豊能郡能勢町)

(3) 主催

社団法人 日本ライフル射撃協会

2 派遣選手

所 属	階 級	氏 名
教養課兼機動隊	巡査長	

3 出場種目

10mAP40W(エアピストル女子40発競技)

4 競技方法

(1) 個人戦

(2) 本戦及びファイナルを含めた合計点の成績で順位を決定

5 表彰

上位8位まで

公 安 委 員 会
☐ 指示事項
☐ 意 見

公 安 委 員 会	勝 訴 判 決 の 確 定 に つ い て	平成25年3月7日
資料№ 22		警 務 部

- 1 判決年月日
平成25年2月6日（水）
- 2 原告
兵庫県尼崎市 女性
- 3 被告
兵庫県（代表者兼処分行政庁 兵庫県公安委員会）
- 4 事件の概要
 - (1) 本件放置駐車
平成23年8月31日（水）、兵庫県伊丹市内における放置駐車
 - (2) 本件処分
平成23年11月8日（火）付け放置違反金納付命令処分
 - (3) 不服申立ての受理と棄却決定
ア 平成23年12月13日（火）、異議申立て受理
イ 平成24年3月1日（木）、棄却決定
- 5 訴訟の提起
平成24年8月23日（木）、原告は、「原告所有の車両が交差点で突然止まってしまい、レッカー車を呼ぶことになり、そのために一時的に車を離れた間に駐車違反の紙を貼られた。故障の趣旨と携帯電話の番号をフロントに見えるように紙に書いて離れた。一般市民の常識としては、故障車に駐車違反だとは納得できない。」などとして納付命令処分の取消しを求めて提訴した。
- 6 判決及び終結
 - (1) 主文
原告の請求を棄却する。
 - (2) 判決の要旨
原告は、故障の事実及び携帯電話番号を記した紙片を外から見えるように本件車両のダッシュボード上に置いたと主張しているが、法その他の関連法規において、監視員らに対し、駐車違反をした者に対して連絡することを義務付けるような規定は見当たらず、監視員らは、紙片の存在を認識していたか否かにかかわらず、連絡義務を負うことはない。
また、原告は、修理業者から交差点向かいのコンビニエンスストアの駐車場に本件車両を移動することを提案されたものの、これを断っていることが認められ、かかる提案を受け入れることが困難であったなどの事情も特段認められないことから、原告が違法駐車をしたことがやむを得ない理由によるものであるとはいえない。
 - (3) 原告が控訴しなかったことから、平成25年2月22日（金）の経過により判決が確定し、同事件は終結した。

公 安 委 員 会
☐ 指示事項
☐ 意 見

公 安 委 員 会 資料 № 23	「尼崎市における被害者多数の 殺人・死体遺棄事件」被疑者の 検挙について	平成25年3月7日 刑 事 部
1 検挙年月日 3月6日（水） 2 検挙所属 捜査第一課、尼崎東警察署 3 検挙罪名 傷害致死・監禁（通常逮捕） 4 被疑者 (1) 被疑者 A 住居 尼崎市 職業 無職 A 男 (2) 被疑者 B 住居 尼崎市 職業 無職 B 男 (3) 被疑者 C 住居 尼崎市 職業 無職 C 女 (4) 被疑者 D 住居 尼崎市 職業 無職 D 男 (5) 被疑者 E 住居 尼崎市 職業 無職 E 女 (6) 被疑者 F 住居 尼崎市 職業 無職 F 男 (7) 被疑者 G 住居 尼崎市 職業 無職 G 男 5 事案の概要 被疑者らは、平成20年11月上旬ころから同月中旬ころまでの間、被疑者方において、被害者（当時67歳、女性）を物置内に閉じ込めて監禁し、暴行を加える等の虐待行為により死に至らしめたもの。		
公 安 委 員 会 指 示 事 項 意 見		

公 安 委 員 会	警 備 業 に 係 る 行 政 処 分 の 公 表	平成25年 3 月 7 日
資料No 2 4	について	生 活 安 全 部

1 公表の対象業者(被処分者)

警備業者 京都府公安委員会認定業者

業 者 名 株式会社 A

営 業 所 豊岡市内 (B支店)

2 不利益処分の原因となる事実

株式会社 A は、京都府公安委員会の認定を受け豊岡市内において、B支店の名称で営業所を設け警備業務を営むものであるが、警備業者は(警備業法で規定する「警備員の制限」)禁錮以上の刑に処せられた者等欠格事項に該当する者を警備業務に従事させてはならないにもかかわらず、欠格事項に該当しないことの確認を尽くさなかったことから、欠格事項に該当している者を、平成23年11月27日(日)から平成24年12月10日(月)までの間、兵庫県内において交通誘導警備業務に従事させていたものである。

3 処分内容

平成25年 2 月 25 日 (月)

指示処分(欠格者を警備業務に従事させることの禁止違反)

4 公表の基準

「営業停止命令」「指示(当該被処分者が、過去3年以内に指示を受け、又は過去5年以内にその他の処分を受けた場合に限り。)」等の処分を行った場合

5 公表の内容

(1) 認定証番号

(2) 被処分者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び主たる営業所の所在地

(3) 当該処分に係る営業所等の名称及び所在地

(4) 処分年月日、処分内容

(5) 処分理由及び根拠法令

6 公表の期間

当該処分が行われた日から起算して3年間

公 安 委 員 会	
☐ 指示事項	
☐ 意 見	

公 安 委 員 会	兵 庫 県 警 察 管 区 機 動 隊 規 程	平成25年3月7日
資料№ 25	の一部改正について	警 備 部
1 改正の理由 県下の治安情勢に適切に対応するため、兵庫県警察管区機動隊の編成及び管区機動隊員の所属別差出区分について所要の整備を行う。 2 改正の概要 (1) 管区機動隊の編成を改める（別表第1及び別表第1の2関係）。 (2) 管区機動隊員の所属別差出区分を改める（別表第2関係）。 3 改正案 新旧対照表のとおり 4 施行期日 平成25年3月26日（火）		
公 安 委 員 会 ☐ 指示事項 ☐ 意見		

新 旧 対 照 表

(兵庫県警察管区機動隊規程)

新旧対照表

現

行

別表第 1 (第 5 条関係)

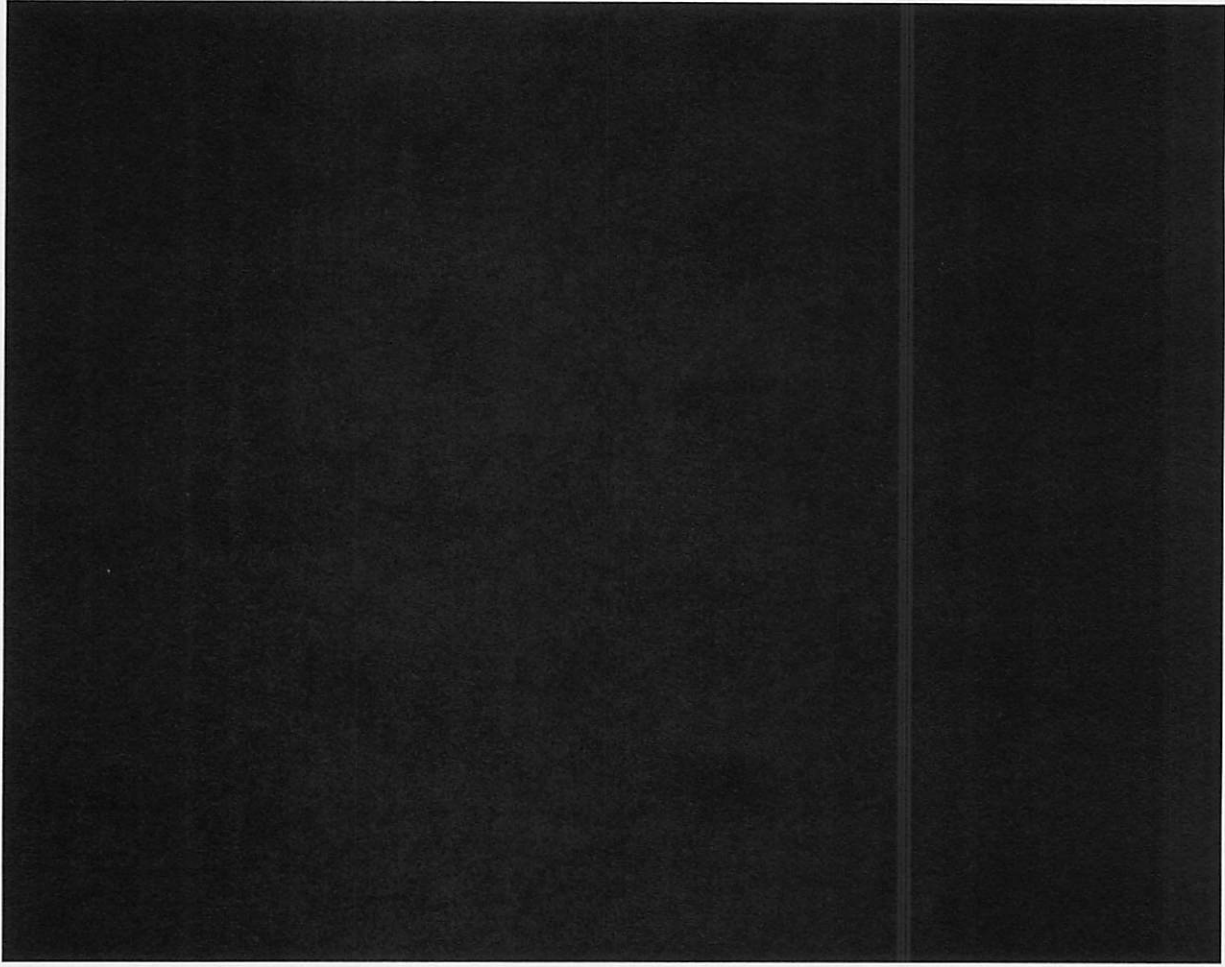
--	--

改 正 案

別表第1（第5条関係）

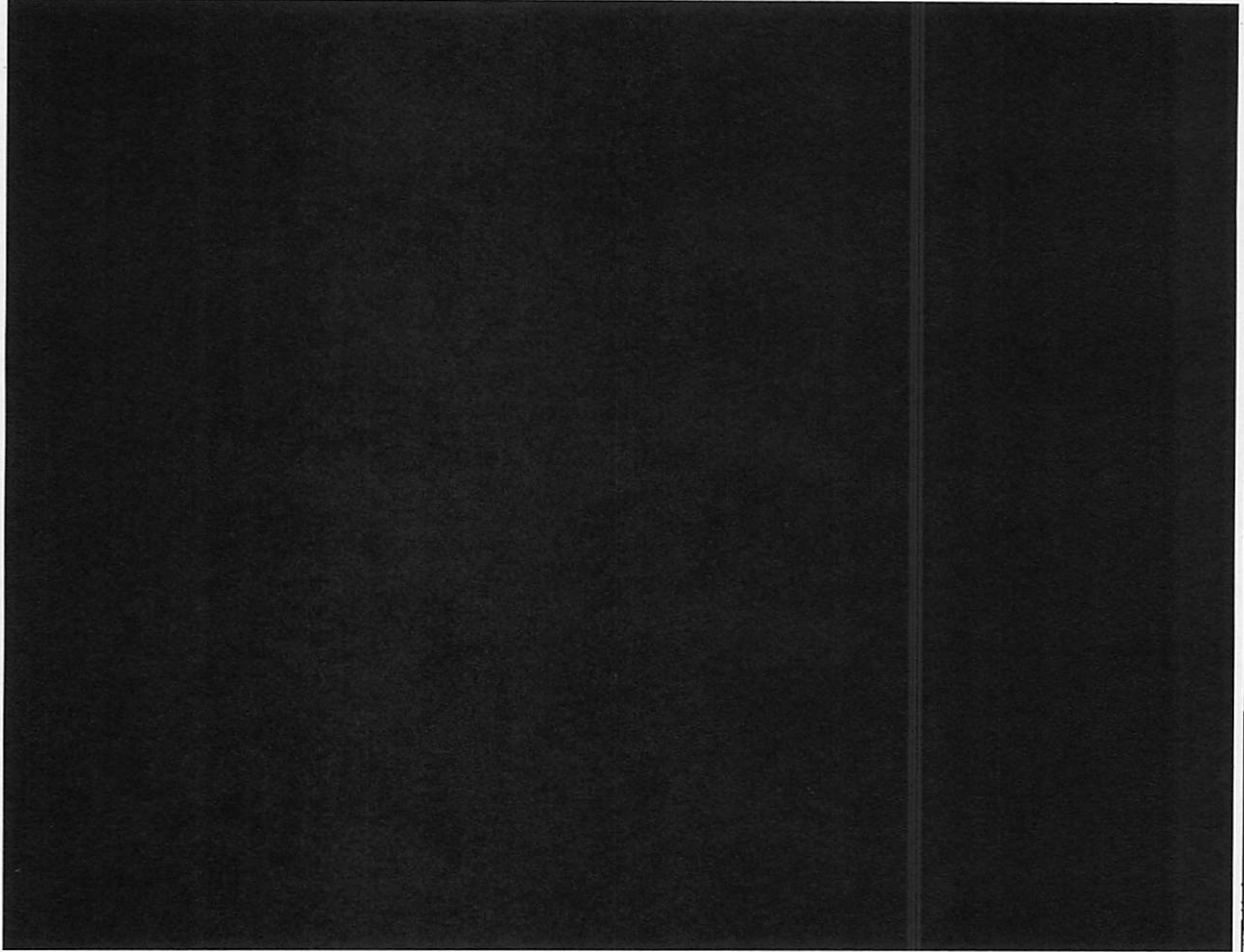
--	--	--

新旧対照表

現	行
別表第1の2（第5条関係） 	

改 正 案

別表第1の2（第5条関係）



新旧対照表

現

行

別表第2（第5条関係）

--	--

改 正 案

別表第2（第5条関係）

